

令和3年11月定例総社市議会
質 疑 通 告 者 一 覧 表

議席 番号	氏 名	議案番号	要 旨	答弁者
16	小西利一	議案第77号	<p>総社市通学路における児童等の安全確保に関する条例の制定について</p> <p>(1) 幼稚園、保育所等への送迎中に親族が事故にあった場合の見舞金の支給はどうか。</p> <p>(2) 下校途中に寄り道をして事故にあった場合の見舞金の支給はどうか。</p> <p>(3) 被害者のルール違反があった場合の見舞金の支給はどうか。</p> <p>(4) 同伴中の保護者が幼児を連れていた場合の見舞金の支給はどうか。</p>	関係部長
19	頓宮美津子	議案第77号	<p>総社市通学路における児童等の安全確保に関する条例の制定について</p> <p>(1) 第1条の目的に子ども条例に基づくとあり、本来教育委員会の定める危機管理マニュアルに基づくべきと考えるが、危機管理マニュアルの見直しではなく、新たに条例を作るのはなぜか。</p> <p>(2) 第6条の見舞金は、市に瑕疵がない場合でも支給するのか。</p> <p>(3) 本市には、総社市児童年金条例で、父母又はいづれかがない児童について年間1万3,000円、総社市犯罪被害者等支援金の支給に関する条例で死亡の場合30万円をそれぞれ支給することとしている。また、園児、児童は日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入することになっており、これらとの整合性をどう捉えているのか。</p>	関係部長
11	三宅啓介	議案第77号	<p>総社市通学路における児童等の安全確保に関する条例の制定について</p> <p>(1) 条例制定の前後で、交通安全対策をどのように変えていくのか。</p> <p>(2) 第2条に保育所等とあるが、認可・無認可問わず全ての保育所を含むのか。</p> <p>(3) 第6条で見舞金を設定した根拠は何か。現在加入の保険対象にはならないのか。</p> <p>(4) 見舞金支給を規定している総社市犯罪被害者等支援</p>	関係部長

議席 番号	氏 名	議案番号	要 旨	答弁者
			<p>金の支給に関する条例と、条例の構成や金額に差異をつけた理由は何か。</p> <p>(5) 同一事故でも被害者によっては見舞金支給の有無が生じることが想定されるが、どう考えるか。</p>	